

生まれたお子様を健康保険の被扶養者にするには

1.扶養認定手続きについて ※マイナ保険証利用であっても手続きは必要です

生まれたお子様を被扶養者とする場合は、主として生計を維持している方が申請してください。

2.共働きの場合（双方が健康保険加入）

共働きの場合は、原則として年間収入が多い方が主たる生計維持者となります。
夫婦双方の年間収入の差額が1割以内である場合は、主として生計を維持する方の被扶養者とします。

3.扶養申請に必要な書類

会社システム（FM-Net等）の申請では健康保険の手続きはできません。
健康保険組合へ、紙の届出書類を提出してください。

- ① 健康保険被扶養者異動届 ※健保ホームページよりダウンロード
- ② 住民票（世帯全員分・続柄・マイナンバー等記載、3か月以内発行）
- ③ 資格確認書交付申請書（必要な場合のみ）

[共働きの場合：追加書類]

- ④ 配偶者の直近の収入証明書コピー（公的収入証明・源泉徴収票）
※配偶者が当健保の被保険者の場合は、「配偶者の記号・番号」メモ添付で可
- ⑤ 夫婦共同扶養に関する誓約書 ※健保ホームページよりダウンロード
配偶者の収入が多いが、産休・育休で一時的に被保険者の収入を下回る場合のみ提出

被扶養者異動届記入例

被扶養者(家族)		申請する方のみ記入(変更のない方は記入不要)	
フリガナ	ケンコウ ジロウ	個人番号 ※取消の際は記入不要	xx年yy月zz日
氏名	健康 次郎	xxxxxx	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 続柄 長男 収入 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
住所	現住所 (実際に住んでいる住所)	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 同居の場合、記入不要	
	住民票住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる → 現住所と同じ場合、記入不要 <input type="checkbox"/> 日本国内に住民登録が無い → 海外特例要件(2枚目参照) 該当番号に□	
追加	申請理由	<input checked="" type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 収入減 <input type="checkbox"/> 本人取得 <input type="checkbox"/> 受給終了 <input type="checkbox"/> その他()	資格確認書発行 発行が必要 <input type="checkbox"/> 無
	事由発生年月日	令和 ●年 ●月 ●日	※交付申請書要提出

続柄の記入にご注意ください
× 子 → ○ 長男、長女 等

資格確認書の交付が必要な方のみ
交付申請書を添えてご提出ください。

4.書類提出先

被保険者が所属する 会社（事業所）人事総務部門

届出書類には会社の証明が必要です。必ず、会社経由でご提出をお願いします。
出向している方は、出向先ではなく、出向元（原籍）の人事総務部門へご提出ください。